

## 1 募集人員

| 学科名  | 定員  | 修業年限 | 昼夜の区分 |
|------|-----|------|-------|
| 看護学科 | 若干名 | 3年   | 昼     |

## 2 受験資格

- ◆高等学校以上を卒業後、3年間の就職経験が見込め、本会看護学校入学前に仕事を退職できる者
- ◆大学を卒業した者(卒業見込みの者)
- ◆本校に合格した場合、必ず入学する者

## 3 入学試験

| 試験区分  | 出願期間                                  | 試験日           | 合格発表日          |
|-------|---------------------------------------|---------------|----------------|
| 社会人入試 | 平成29年10月30日(月)<br>～<br>平成29年11月10日(金) | 平成29年12月7日(木) | 平成29年12月18日(月) |

## 試験会場

愛知県厚生農業協同組合連合会 加茂看護専門学校

## 試験内容

- ・課題読解型小論文 ・適性検査 ・面接試験
- 試験時間 (10:00～17:00)
- 受付時間 (9:15～9:30) に集合してください。

## 4 出願書類

○は必要書類 ◎は綴じ込みの用紙

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 入学願書     | ◎ | 本校所定のもの   |
| 調査書      | ○ | ・出身高等学校長発行のもの(但し、調査書の保存期間が経過している等の理由で取得できない場合は卒業証明書とする)<br>・大学を卒業した者(卒業見込みの者)についてはそれを証明する書類 |
| 受験票      | ◎ | 本校所定のもの ※印欄は記入しないこと   |
| 写真2枚     | ○ | 1枚は願書に貼付し、1枚は受験票に貼付する(カラー、タテ4.5×ヨコ4cm)  |
| 受験票返送用封筒 | ◎ | 本校所定のもの(表面に住所・氏名を記入し672円切手貼付)   |
| 入学検定料    | ○ | 15,000円(郵便為替「普通為替」)普通為替の記載欄は記入せず、上記書類に同封のこと   |

いったん受理した書類・入学検定料は返却いたしません

## 5 出願手続

下記の①②のいずれかの方法により出願してください。

- ①持参による出願  
出願期間内の平日8:30～17:00(土曜日、日曜日の受理は不可)
- ②郵送による出願(出願期間最終日の消印有効)  
出願書類を、角2型封筒(綴じ込みのもの)に入れて書留で送付のこと

## 6 出願先

〒470-0343 愛知県豊田市浄水町伊保原654-1  
愛知県厚生農業協同組合連合会 加茂看護専門学校  
TEL:0565-43-5101

## 7 合格発表

合格者の受験番号を掲示(本校玄関及びホームページ)すると共に、合格者には合格通知に入学関係書類を添え通知します。(電話による合否の問い合わせは一切お断りします)

## 8 入学手続

平成29年12月26日(火)必着

- ◆合格し入学を希望する者は、上記の期日までに入学関係書類を提出して下さい。  
(入学金 80,000円は振込にて納入のこと)
- ◆納入された入学金は返還しません。
- ◆期日までに手続きを完了しないときは入学の意思がないものと認め、合格を取り消します。
- ◆希望者は入寮することができます。(遠方者優先)  
希望者多数の場合は抽選となります。

## 9 既修得単位の認定

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 看護師等養成所において修得した授業科目の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、本校における履修に替えることができる。

2. 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

以下の資格とは、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士とする。

3. 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者の単位の認定は、以下の①及び②について、本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができる。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野
- ② 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域